

平成30年
第33回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成30年3月2日

嬉野市農業委員会

平成30年 第33回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	馬場下車越 田の畑に転換	H30.3.2	承認
	2	下野三本椎 田の嵩上げ	H30.3.2	承認
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿岳ケ 外9筆 賃借権	H30.3.2	承認
	2	真崎三本末 外1筆 賃借権	H30.3.2	承認
	3	真崎大牟田西 使用貸借権	H30.3.2	承認
	4	久間大草場 外1筆 使用貸借権	H30.3.2	承認
	5	谷所三本柳 外1筆 使用貸借権	H30.3.2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~16	真崎大牟田東 外27筆 賃借権・使用貸借権	H30.3.2	承認
	嬉 1~20	下宿一本栗 外33筆 使用貸借権・賃借権	H30.3.2	承認
		所有権移転		
	1	真崎三本松 外3筆 あっせん	H30.3.2	承認
	2	谷所一本杉 外1筆 あっせん	H30.3.2	承認
	3	谷所一本松 外3筆 あっせん	H30.3.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	谷所三本柳 外1筆 贈与	H30.3.2	許可
	2	岩屋川内葶漬川 贈与	H30.3.2	許可
	3	岩屋川内石丸太 売買	H30.3.2	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	大草野居役 外2筆 倉庫・駐車場・物置敷地	H30.3.2	承認
	2	下宿三本桜 外1筆 太陽光発電設備設置	H30.3.2	承認
	3	下宿三本松 住宅敷地	H30.3.2	承認
	4	下宿轟原 住宅拡張	H30.3.2	承認

平成30年 第33回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年3月2日
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
 3 開会日時 開会 平成30年3月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
 及び 宣告 閉会 平成30年3月2日 午後2時25分 議長 西田 昭義
 4 会議の公開の 非公開
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
 第1項の規定による
 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員25名 欠席委員0名
 (農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎 勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	議事録署名
5	白川久美子	出	班 長	18	馬場みどり	出	議事録署名
6	富永敏文	出	憲章朗読	19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	出	
8	淵野厚由	出		21	前田安一	出	
9	川内利光	出		22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業委員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子

事務局 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。
議案書1ページ、整理番号1番です。
届出人は 鍋野の ○○○○ 様です。
所在地は、大字馬場下 車越 ○○○番○
地目は田 面積は781㎡です。
理由は、減反をされていて水がはいらないため、田を畑に転換したいということ

議 長 図面は2ページと3ページ、写真は(1)番を御覧ください。以上です。
この件について、前田委員、地区担当委員としての説明・意見をお願いします。

担当委員 谷で、日当たりが悪く減反としており、イノシシ被害で苦勞されているところ

議 長 続いて、2月28日に2班で実施した事前審査の結果について、班長の白川委員、報告をお願いします。

班 長 田んぼの場所が、鍋野の市道から農道を下って山奥という感じでした。周りも荒れておりました。畑として耕作したいとのことでした。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、農地等形状変更届出整理番号1番については、全員了承です。

.....

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。
届出人は 井手川内の ○○○○ 様です。
所在地は、大字下野 三本椎 ○○○番○
地目は田 面積は871㎡です。

理由は、田として用水が確保出来ないため、また隣接する新幹線用地の盛土高も高いので同程度の高さに合わせる嵩上げをして、田を畑に転換したいということ

議 長 図面は4ページと5ページ、写真は(2)番を御覧ください。以上です。
この件についても、地区担当委員は富永委員です。説明・意見をお願いします。

担当委員 もともと水田でありまして、区画整理があるときに工事され、水が来ないようになったため、今回、畑として利用したいとのことでした。

議 長 では、白川班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 畑土を避けてあり、嵩上げ後、すぐに畑として利用されると思いますので問題ないと思います。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番○ 外1筆
地目は2筆とも田 面積は合計で5,113㎡
利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。
期間は平成24年6月1日から平成34年5月31日までで、
小作料は、反当り 米45kg、年 米230kgです。
解約理由は、あっせんにより、売買での所有権の移転をするため。
続いて、整理番号3番です。

貸付人は 2番と同じく大牟田の ○○○○ 様、
借受人は 大牟田の ○○○○ (○○さんの子) 様です。

所在地は、大字真崎 大牟田西 ○○○番
地目は畑 面積は210㎡

利用権区分は使用貸借権で、目的は野菜です。
期間は平成19年5月2日から平成39年5月1日までです。

解約理由は、2番に同じくあっせんにより、売買での所有権の移転をする
ためということです。(別添の表・4枚目最終ページ整理番号1番 買い手人
公益社団法人佐賀県農業公社)

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けており
ます。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番及び3番については、原
案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約につ
いて、整理番号2番及び3番については、原案どおり承認することに決定
いたしました。

.....
議 長 次に、(議案書7ページ) 整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議案書7ページ、整理番号4番です。

貸付人は 北下久間の ○○○○ 様、
借受人は 同じく北下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 大草場 ○○○番○ 外1筆
地目は2筆とも田 面積は合計で797㎡

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は平成29年3月5日から平成39年3月4日までです。

解約理由は、借り手人の都合によるためということです。合意解約した旨
の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

所在地は、大字真崎 大牟田東 ○○○番、外27筆
地目は、全て田 面積は合計で41,464㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から10年で、再設定と新規設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分 整理番号1番から16番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

4番の地区外の所有面積は入れなくていいのですか。

農 林 課

聞き取り不足で申し訳ございません。本来入れておくべきです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番から16番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号1番から16番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

.....
議 長

次に、(別添の表3ページから5ページ) 利用権設定嬉野町の分皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から20番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から20番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表、3ページから5ページを御覧ください。整理番号1番から20番までです。

貸し手人は 今寺の ○○○○ 様、外12名様、
借り手人は 下宿の ○○○○ 様、外16名様です。
所在地は、大字下宿 一本栗 ○○○番、外33筆
地目は32筆が田、2筆が畑です。

面積は筆ごとの面積の合計ではなく、整数にするために1㎡未満のものについては、四捨五入して計算した数値を表記していますので、37,351㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から10年で、再設定と新規設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から20番までについて、

質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から20番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号1番から20番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

.....

議長 次に、(別添の表4枚目最終のページ) 利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分です。皆さんに、お諮りします。整理番号1番から3番について、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表、4枚目を御覧ください。整理番号1番です。

売り手人は 大牟田の ○○○○ 様、

買い手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番○、外3筆

地目は3筆が田、1筆が畑です。

面積は合計で7,141㎡、

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米、その他です。

対価としましては、反当り 田が800,000円、畑が260,000円
全体で5,600,000円です。

続いて、整理番号2番です。

売り手人は 茂手の ○○○○ 様

買い手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字谷所 一本杉 ○○○番、外1筆

地目は2筆とも田 面積は合計で1,851㎡

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。

対価としましては、反当り500,000円、全体で925,500円です。

次に、整理番号3番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様、

買い手人は 鳥越の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番、外3筆

地目は4筆とも田 面積は合計で3,615㎡

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく大野原の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 苧漬川 ○○○番

地目は畑 面積は1,433㎡です。

この契約は、贈与です。

譲渡理由は、農業廃止。 譲受理由は、経営規模の拡大のためということ
です。

図面は11ページと12ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見は
ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号
2番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。売買による所有権の移転です。

譲渡人は 武雄市の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 石丸田 ○○○番○

地目は田 面積は369㎡です。

売買価格は、反当り813,000円、全体で300,000円です。

譲渡理由は、農業廃止。 譲受理由は、経営規模の拡大のためということ
です。

図面は13ページと14ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見は
ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号
3番については、原案どおり許可することに決定しました。

譲受人は 同じく今寺の ○○○○ 様です。
所在地は、大字下宿 三本桜 ○○○番○、外1筆
地目は田と畑 面積は合計で1,402㎡です。
用途目的は、太陽発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しもない。周辺農地への影響も少ないため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。

東は雑種地 西は雑種地 南は原野 北は道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り1,00,000円、全体で1,402,000円です。

図面は19ページと20ページ、写真は（4）番を御覧ください。以上です。

議 長
担当委員

植松委員、地区担当委員としての説明・意見を申し上げます。
以前から農地としては利用されて無いところでは

議 長
班 長

白川班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
新幹線のトンネルの隣接地で有り、荒地となっております。問題ないと思います。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、
譲受人は 内野内野山の ○○○○ 様です。
所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番○

地目は畑 面積は264㎡です。用途目的は、住宅敷地

事由は、申請地は、現在休耕地である。現在は両親と同居だが、家を新築したいと計画していたところ、希望に近い場所であったので、住宅敷地として転用したいということです。

東は畑、道路 西は道路 南は道路 北は宅地です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。

売買価格は、反当り30,303,030円、全体で8,000,000円です。

図面は21ページと22ページ、写真は(5)番を御覧ください。以上です。

議長
担当委員

植松委員、地区担当委員としての説明・意見を申し上げます。
区画整理地内でお茶を植えてありましたが、現在は休耕地となっております。問題ないと思います。

議長
班長

白川班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
旧嬉野町時代に、区画整理が行われ、周りは住宅地となっております。問題ないと思います。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番は、始末書付きの申請です。
譲渡人は 湯野田の ○○○○ 様、
譲受人は 同じく湯野田の ○○○○ 様です。
所在地は、大字下宿 轟原 ○○○番○
地目は田 面積は6.37㎡です。用途目的は、宅地拡張
事由は、申請地は、平成5年頃に住宅の増改築を行ったおりに、隣接農地の一部を譲り受けたが、認識不足により宅地に無断で転用していたので、宅地拡張として転用したいということです。
東は水路、宅地 西は宅地 南は宅地 北は宅地、田です。
農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1))で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。
この契約は、贈与です。

図面は23ページと24ページ、写真は(6)番を御覧ください。以上です。

議長
担当委員

武藤委員、地区担当委員としての説明・意見を申し上げます。
別にありません。

議長
班長

白川班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
始末書がついておりますが、約25年前に少しの農地が登記されていなかったとのことでした。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許

可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、(議案書16ページ)整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書16ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 長崎県長与町の ○○○○ 様、

譲受人は 大町町の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字不動山 永淵 ○○○番○

地目は田 面積は199㎡です。用途目的は、集合住宅建築

事由は、申請地は、都市計画区域内にあり、現在耕作もなされておらず、将来的にも耕作の予定が無い。近隣に影響を与える農地も少ないため、集合住宅建築として転用したいということです。

東は宅地、雑種地 西は田、道路 南は雑種地、道路 北は田です。

農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1))で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。

売買価格は、反当り3,417,051円、全体で680,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真は(7)番を御覧ください。以上です。

議 長

武藤委員、地区担当委員としての説明・意見をお願いします。

担当委員

別にありません。

議 長

白川班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

国道34号沿いで、近隣に影響もなく問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成30年 第33回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 45 分 閉会)